

第5問

Xは、昭和60年9月13日、K駅構内中央コンコースの二階に上る階段に座っていたところ、見知らぬやくざ風の50歳くらいの男から「仕事を世話してやる。」とって同コンコース内の店舗で酒を飲ませてもらい、そのころ同所に来た男の知り合いと見られる35歳くらいのやくざ風の男から外へ出ようと言われ手をひっぱられた。Xは長時間たくさんの酒を飲ませてくれたのは彼らに何か魂胆があり、蛸部屋にでも連れて行かれるのではないかと不安になり立ちあがらなかつたところ、若いほうの男から頭を小突かれたりした。2人は「すぐ戻ってくるからここにいろ。」と言ってその場を立ち去った。Xは2日前に近辺地域で数人の男から殴られて所持金を奪われ、前歯を折られる等の負傷をしたことがあったことを思い合わせ、2人の男が恐ろしくなり早く逃げ出さねばと考えたが、コンコース内のどこかから2人に見られている感じがし、逃げ出すのが見つければ殴られたり蹴られたりするに違いないと思ひ込み、コンコース外へ逃げるができなかつた。

Xは店の出入り口から周辺を見渡し、2人に襲撃された場合に対抗するための護身用の道具が落ちていないか探したが見つからなかつた。そのとき、斜向かいの理容店に散髪バサミを見つけたため咄嗟にこれを護身用にしようと思ひ同店に飛び込んでこのハサミを勝手に持ち出し、懐に隠した。

Xの罪責を論ぜよ。

参考判例：大阪簡裁昭和60年12月11日